

生徒心得（令和7年度改正）

茨城県立下館第一高等学校附属中学校

生活部

本校生徒は本校教育の本旨を体得して心身の健全な発達に努めるとともに、自主的精神を養い、健康の増進・学業の進歩・校風の振興に努めること。

1 通学に関すること

(1) 教室解錠は午前7時45分とし、始業時刻（午前8時30分）の10分前には着席を完了できるように登校する。

始業時刻に遅刻した際は、必ず職員室に寄り、教員の指示を受ける。また、各月で定められた完全下校時間を守り下校する。

(2) 交通法規やマナーを守り、自他の命を大切にし、他人に迷惑をかけないようにする。
道路を歩行する時には、以下の内容を遵守する。

ア むやみに横に広がって歩かない。

イ スマートホンや携帯電話（以下、スマホ等）を使用しながら歩かない。

ウ 食べ歩きをしない。

(3) 自転車通学を希望する者は、以下の内容を遵守する。

ア 所定の届を提出し、許可を受ける。

イ ヘルメットを着用する。

ウ 自転車にはステッカーを所定の位置（泥よけ等、目立つところ）に貼付する。

エ 所定の駐輪場に置き、鍵をかける。

オ 傘をさしながらの運転、スマホ等を使用しながらの運転、イヤホン等を着用しながらの運転（いわゆる「ながら運転」）は厳に慎む。

カ 道路交通法を遵守し、並進、二人乗り、信号無視、無灯火、右側通行、一時停止不履行等、危険な運転はおこなわない。

(4) いわゆる「買い物」は原則おこなわない。

2 所持品および不要物の持ち込みに関すること

(1) 学校生活に不必要的物（アクセサリー・マンガ本・菓子類・ゲーム類等）や必要以上の金銭その他の貴重品を持ち込まない。

(2) 所持品には記名をし、各自で管理を行う。

(3) 水筒の持参を推奨する。基本はバッグの中やロッカーに置くこととし、授業中は足もとに置くか机わきのフックにかけておく。

(4) 自動販売機の使用は許可するが、購入は休み時間等、適切な時間におこなうこと。

3 学校施設等の使用に関すること

学校の備品及び施設等を使用する際は、担任又は部活動顧問等の指導の下、取り扱う。

4 届出に関すること

次の各号に掲げることについては、担任を通して生活部に事前に届け出る。

- (1) 自転車通学（自転車通学許可願）
- (2) 携帯電話・スマートフォン等の持ち込み（携帯電話等校内持込届）
- (3) 異装（異装届）
- (4) 掲示広告（許可印を受ける）

5 報告に関すること

次のような場合、担任又は生活部に報告する。

- (1) 盗難の被害、紛失物、拾得物のあったとき
- (2) 学校の備品、施設等を破損したとき
- (3) いじめ、暴力行為、SNS 等による誹謗・中傷、不審者による被害を受けたとき
- (4) 交通違反の指摘を受けたとき、交通事故の加害者、被害者になったとき

6 服装に関すること

- (1) 学校教育活動時においては、登下校も含め、原則として制服を着用する。
- (2) 制服については、標準服2タイプの中から着用する。
- (3) 部活動後はジャージで下校できる。体育的行事の日にはジャージで登下校することができる。
- (4) コートやマフラー、手袋等を着用する場合は、華美なものは避けること。
- (5) ウィンドブレーカーの上は着用できる。下は「防寒着」に入らないため、着用できない。自転車通学の者のみ、ウィンドブレーカーのズボン等を着用しての登下校を認める。ただし、校内での着用は不可とする。
- (6) スカートの下にジャージの長ズボンは履かない。スカート丈は膝がかくれるようにする。折ってはいけない。
- (7) 靴下は白・黒・グレー・紺のみとする。ワンポイント可とする。
- (8) 革靴（黒・茶）または運動靴とする。運動靴に特に指定は設けないが、革靴・運動靴ともにかかとをつぶすような履き方はしない。
- (9) かばん類に指定は特に設けない。

7 身だしなみに関すること

- (1) 頭髪は、前髪が目にかかる等、学習や運動の妨げにならないような端正な髪型とし、不必要な染色・脱色・パーマ等はしない。
- (2) 化粧及びネイル・マニキュア等は禁止とする。
- (3) シュシュは使用できるが、派手な色でないものとする。シュシュやヘアゴムのワンポイントは不可。
- (4) ヘアピン・アメピン・ヘアクリップ・バナナクリップは使用できるが、派手な色や形、リボン等の装飾が付いているものは不可。
- (5) ヘアアイロンは、学習・運動の妨げにならない程度なら可。(髪を巻くのは不可。)
- (6) 指輪・イヤリング・ネックレス等のアクセサリー及びカラーコンタクトの着用は禁止とする。

8 電子機器に関すること

- (1) スマホ等の持ち込みについては許可制とする。ただし、スマートウォッチの持ち込みは許可しない。
- (2) スマホ等は登校時に学校へ預けること。下校時に返却するものとする。
- (3) スマホ等を学校内で使用する際は、保護者への連絡の用途のみとし、教員に許可を取ってから使用する。
- (4) 学校のタブレットは、学習以外の目的に使わない。ゲームは禁止とする。
- (5) 学校のタブレットの貸し借りを無断で行わない。

9 補食に関すること

放課前の校内での補食を禁止とする。ただし、次のような場合、教員または顧問に報告する。

- (1) 体育の授業で、著しく塩分不足等の症状が見られたとき(授業担当・養護教諭)
- (2) 行事の中で(1)同様の症状が見られたとき(担当教師・養護教諭)
- (3) 部活動の中で塩分不足等の症状が見られる・予測されるとき(部活動顧問)

10 その他

- (1) 本心得に記載のない事項に関しては、教員を通して生活部に確認することとする。
- (2) 本心得は、時代の変化や生徒会の意見を受けて適宜見直しをおこなうこととする。

(令和7年12月15日 一部改正)